

第二回

参第四号

人身保護法（案）

第一条 法律上正当な手続によらないで、身体を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる。

何人も被拘束者のために、前項の請求をすることができる。

第二条 前条の請求は、弁護士を代理人として、これをしなければならない。但し、特別の事情がある場合には、請求者がみずからすることを妨げない。

第三条 第一条の請求は、書面又は口頭をもつて、被拘束者その他関係者の所在地を管轄する高等裁判所若しくは地方裁判所に、これをすることができる。

第四条 請求書には、請求の趣旨及びその理由殊に知れている拘束者並びに拘束の場所を開示し、且つ必要な説明資料を提供することを要する。

第五条 裁判所は、請求がその要件又は必要な説明を欠いているときは、決定をもつてこれを却下することができる。

第六条 第一条の請求を受けた裁判所は、申立に因り又は職権をもつて、適当と認める他の管轄裁判所に、事件を移送することができる。

第七条 裁判所は、前二条の場合を除く外、審問期日における取調の準備のために、直ちに拘束者、請求代理人並びに関係者の陳述を聴いて、拘束の事由その他の事項について、必要な調査をすることができる。

前項の準備調査は、部員をしてこれをさせることができる。

第八条 裁判所は、必要があると認めるときは、第十四条の判決をする前に、決定をもつて、仮りに、被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに応じて出頭することを条件として、弁護士の保証の下に、又は保証金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釈放その他適当な処分をすることができる。

第九条 準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手続を経ずに、決定をもつて請求を棄却する。

前条の処分をしたときは、裁判所は前項の場合に、被拘束者を出頭せしめて拘束者に引渡す。

第十条 前条の場合を除く外、裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する。

拘束者に対しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出頭させることを命ずると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答弁書を提出することを命ずる。

前項の命令書には、拘束者が命令に服さないときは、勾引し又は命令に服するまで勾留することがある旨及び遅延一日について、五百円以下の過料に処することがある旨を附記する。

命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間をおかななければならない。但し、特別の事情があるときは、これを短縮又は伸長することができる。

第十一条 前条の命令は、拘束に関する令状を發した裁判所及び検察官に、これを通告しなければならない。

前項の裁判所の代表者及び検察官は、審問期日に立会うことができる。

第十二条 審問期日における取調は、被拘束者及び弁護人の出席する公開の法廷において、これを行う。

弁護人のないときは、裁判所は弁護士の中から、これを選任せねばならない。

第十三条 審問期日においては、請求の趣旨、その理由及び拘束者の答弁を聴いた上、証拠資料の取調を行う。

第十四条 裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。

請求を理由ありとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放する。

第十五条 裁判所は、拘束者が第十条第二項の命令に服さないときは、これを勾引し又は命令に服するまで勾留すること並びに遅延一日について、五百円以下の割合をもつて過料に処することができる。

第十六条 被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならない。

被拘束者が弁護士を指定しないか、又は指定した弁護士に事故があるときは、前項の通知は、被拘束者の所在地の弁護士会にこれをする。

第十七条 第一条の請求を受けた裁判所又は移送を受けた裁判所は、直ちに事件を最高裁判所に通知し、且つ事件処理の経過並びに結果を同裁判所に報告することを要する。

第十八条 下級裁判所の判決に対しては、三日内に最高裁判所に上訴することができる。

第十九条 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、下級裁判所に係属する事件が、如何なる程度にあるを問わず、これを送致せしめて、みずから処理することができる。

前項の場合において、最高裁判所は下級裁判所のなした裁判及び処分を取消し又は変更することができる。

第二十条 最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手続について、必要な規則を定めることができる。

第二十一条 被拘束者を移動、蔵匿、隠避しその他この法律による救済を妨げる行為をした者若しくは第十条第二項の答弁書に、ことさら虚偽の記載をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の後三十日を経過した日から、これを施行する。

理 由

日本国憲法が保障する身体を自由を、不法に奪われた者に対して、応急的措置によつて、簡便且つ迅速に、これを救済する必要がある。

これが、この法律を提出する理由である。